

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法により県が意見述べた件六件 三五
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件 三五
- 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明のため当該

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 三五
- 随意契約の相手方を決定した件四件 三五
- 正 誤 三五
- 平成二十三年八月十九日付け定例第二千三百十号中 三五

告 示

福島県告示第四百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年九月三十日から同年十月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
万代書店郡山店 福島県郡山市安積町荒井字大久保七番七ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年九月三十日から同年十月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ船引店 福島県田村市船引町船引字太子堂百三十番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年九月三十日から同年十月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業建設部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークベニマル本宮店 福島県本宮市本宮字館町四十五番地二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年九月三十日から同年十月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年九月三十日から同年十月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島南モール 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年九月三十日から同年十月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスト黒岩店 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
耶麻郡西会津町下谷荒田沢乙一九八一の一四四から乙一九八一の一五五まで・乙

一九八一の一五七・乙一九八一の一五八(以上十四筆国有林。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第四百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
喜多方市慶徳町豊岡字香隈山三四六九の四、三四七三の八、三四七三の一〇
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第四百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容をいわず市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名
天海秀則 鈴木美代 佐々木惣一
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成二十三年福島県告示第四百二十三号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名
高萩州平 高萩忠太 多田チヨ
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十三年福島県告示第四百六十六号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容を埴町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十三年九月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名
青戸栄治 青砥貫一 石井清夫 柿沼正 金澤クマ 金澤優 金澤幸雄 金沢守三郎 金沢精之助 金沢秀夫 金沢秀治 金沢又兵エ 金沢幸雄 金沢律三 上妻省市郎 鈴木吉次郎 鈴木喜代次郎 鈴木新之助 鈴木清五郎 鈴木仙吉 鈴木利八 鈴木友三郎 棚倉商事株式会社 戸井田昌司 沼田泰吉 沼田春吉 藤田喜枝 藤田源助 藤田孫之亟 星徳松 星徳松 吉田由太郎
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十三年福島県告示第四百六十六号）によること。

第四百十七号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
（森林保全課）

公 告

公告第七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年九月三十日
福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年九月二十日
- 二 名称
特定非営利活動法人会津エンジン
- 三 代表者の氏名
真部 正美
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市一箕町大字八幡字弁天下十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、会津地域に住む人達すべてに対して、エンジン01文化戦略会議と協力してあらゆる分野の文化人・表現者や思考者を招いての講演や公開講座を含むイベントに関する事業や地元有識者の講演事業と講師派遣を行い、地域の文化水準の向上に寄与することを目的とする。
（文化振興課）

公告第七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年九月三十日
福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年九月十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人こだま福祉会
- 三 代表者の氏名

(地域医療課)

- 鈴木 新一
主たる事務所の所在地
福島県福島市北五老内町五番二十三号イワキビル二五二〇二一
- 四 定款に記載された目的
- 五 この法人は、精神障がい者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、知的障がい者とその家族の知的保健及び知的障がい者の福祉に関する事業を行うこと、共に安心かつ暮らせる地域社会づくりの美観に資するものを行うこととする。

(文化課電番)

公告第174号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定任務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年 9 月30日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 仮設診療所建物（富岡町） 一式
 - (2) 仮設診療所建物（川内村） 一式
 - (3) 仮設診療所建物（浪江町） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 平成23年 7 月29日
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 平成23年 7 月29日
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 平成23年 8 月 3 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 島和建設株式会社 福島県郡山市安積町荒井字南大部26番地の2
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社悠二十一 福島県会津若松市滝沢町2番43号
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社ニーズ 福島県福島市本内字南街道下1番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 23,923,200円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 20,600,000円
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 23,940,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

公告第175号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定任務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年 9 月30日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 除雪グレータⅠ（3.7m級） 1台
 - (2) 除雪グレータⅡ（3.7m級） 1台
 - (3) 除雪グレータⅢ（3.7m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 7 月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コアツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 キヤタピラー東北株式会社 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目1番8号
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 キヤタピラー東北株式会社 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目1番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 21,768,600円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 23,887,500円
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 26,985,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年 6 月 3 日
- 8 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(入札用度課)

公告第176号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定任務の調達手続

ト	1	(1) 古川市平岡町土山509番地の1 1の(1)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1	18,837,000円
		(2) 古川市平岡町土山509番地の1 1の(2)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1	41,580,000円
		(3) 古川市平岡町土山509番地の1 1の(3)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1	20,580,000円
		(4) 古川市平岡町土山509番地の1 1の(4)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1	17,199,000円
		(5) 古川市平岡町土山509番地の1 1の(5)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1	16,758,000円
		(6) 古川市平岡町土山509番地の1 1の(6)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1	18,732,000円
		(7) 古川市平岡町土山509番地の1 1の(7)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1	
		(8) 古川市平岡町土山509番地の1 1の(8)に掲げる物品等 T C M株式会社 大阪府大阪市西区京町堀一丁目15番10号	
		(9) 古川市平岡町土山509番地の1 1の(9)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1	
		(10) 古川市平岡町土山509番地の1 1の(10)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3	

(7)	1の(7)に掲げる物品等	15,487,500円
(1)	1の(1)に掲げる物品等	21,768,600円
(2)	1の(2)に掲げる物品等	23,887,500円
(3)	1の(3)に掲げる物品等	26,985,000円
(4)	1の(4)に掲げる物品等	18,837,000円
(5)	1の(5)に掲げる物品等	41,580,000円
(6)	1の(6)に掲げる物品等	20,580,000円
(7)	1の(7)に掲げる物品等	17,199,000円
(8)	1の(8)に掲げる物品等	16,758,000円
(9)	1の(9)に掲げる物品等	18,732,000円
(10)	1の(10)に掲げる物品等	15,487,500円